

〔襖の下張り（断簡）〕

やまもとひでお
山本秀雄

平成九年七月、宮之浦の一軒の民家が取壊されると聞き、調査のため駆けつけたが、時は遅く、後日使用出来るものは天井・床板・建具一切は取り外されたあとで、充分な答は出せなかつた。聞けば、その民家は、文久二年とかの建築で明治になつて「はたごや」であつたといふ。せめて棟札をと屋根裏を探して貰つたが発見出来なかつた。残つた骨組みだけがいやに大きくススで眞黒くなつていた。材は殆んど山の木（島でいうタブ・イス・カシ・ヒトツバなど）が使われていた。殊に桁・梁・根太などチョーナ仕上げもあり興味を引いた。如何にせん明日は解体とあつて時間の無さに心に残したままになつていた。

その折、家主に乞うて襖やランマなど四点を町の歴史民俗資料館に寄贈して頂いたので、今年になつて整理してみた。狙いは「襖の下張り」である。

実は幕末（文久三年＝一八六三～慶応三年＝一八六七）に国父島津久光・藩主忠義親子の下命によつて益救神社の改築が行われた。元治元年（一八六四）五月に社司小田原河内藤原秀房が、慶応元年（一八六五）六月には棟梁瀬島喜平次以下（大工・小工・木挽）一行二十名が派遣されて工事は開始

され、慶応三年（一八六七）四月に竣工したが、先に取壊された民家は、或は益救神社工事関係者の宿舎に使用されたかもと考えて見た。それに結びつく資料を民家に得た襖の下張りに求めたのが筋で、民家の建造年と益救神社造営開始年が近いことからの推理であつたが、狙いは当らなかつた。

下張りは長年の間、張り替えをくり返し、傷つき原形をどめず、文字をつなぐことは出来なかつた。それでも明治十三年（同十九年頃）の永田村・宮之浦村両戸長役場の断簡は島の生活の一コマを見せる貴重なものである。本文をご覧を願いたい。

なお、本文とはかかわりがないが、この民家に注目した点が外にもあつた。それは精巧なランマの細工と、正面床ノ間の板張り、金釘を使わず、枠を組んで裏から一枚一枚平矢（堅木で作つた小さなコミセン）と云うかヘラというか）を差して、止める方式になつていていた。神社仏閣づくりの技術とみたがあたりないだろうか、今あの様な技術は島に残つているのだろうか、知りたいところである。

以上

簡から拾うと、小麦・栗・角豆・甘藷・稗蓬・縮紗・煙・
お茶などが記され、特にガジュツは特有物産となつてゐる。

前書之通相違無之候也

右戸長代理 用係 原田 尚五郎

馴謨郡長 池田休兵衛殿

(10) 大工營業鑑札御下渡願

薩摩国南方郡坊村三百三拾番戸士族

當時大隅国馴謨郡宮之浦村貳拾三番戸

寄留

森 八郎左衛門

一金三拾圓

但壹ヶ年中被雇日数ノ見込百五拾日一日付金拾五
宛、右者私儀大工職營業仕度候間鑑札御下渡シ被下度、
尤モ税金ノ儀者御成規之通堅ク相守可申此ノ段奉願候也
但後半期金貳拾五両相添エ差上申候

明治十八年八月 右森 八郎左衛門

明治十九年十月一日 原田 尚五郎

本郡備付米運搬費別紙附箋ノケ処記入方等取計 左案ノ通
ニテ推達候テ可燃相伺候
客月三日御所会経第一三号ヲ以テ御照会ノ趣了承則チ別紙
附箋ノケ処 完結致及推達候也

馴謨郡宮之浦村外七村 戸長役場
金久支庁種子島出張所会計掛 御中

(11) 廃業御届

馴謨郡宮之浦村百三十番戸

矢野袈裟之助

右者私儀 之迄釣漁業仕来候処 今般事故有之廢業致候

二付

鑑札相添此段御届申上候也

馴謨郡宮之浦村百三十番戸

矢野袈裟之助

明治十七年二月 前書之通相違無く候也

馴謨郡長 ○○○○殿 戸長 原田尚五郎



(12)

馴謨郡宮之浦村百三十番戸

矢野袈裟之助

右者私儀 之迄釣漁業仕来候処 今般事故有之廢業致候

二付

鑑札相添此段御届申上候也

馴謨郡宮之浦村百三十番戸

矢野袈裟之助

明治十七年二月 前書之通相違無く候也

馴謨郡長 ○○○○殿 戸長 原田尚五郎